

「令和7年度版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んで、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
359	第6編第1章6●金銭債権の強制執行 17行目、から18行目	4分の3を 超えない部分 、…33万円を 超えない部分 、(同法	4分の3を 超える部分 、…33万円を 超える部分 、(同法
430	第7編第1章2●設備の定期報告等 2行目から3行目	原則として、エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機(テーブルタイプは除く)、遊戯施設 等 が対象とされる。 検査周期はおおむね6月から1年まで(ただし、国土交通大臣が定める検査の項目については、1年から3年まで)の間隔をおいて特定行政庁が定めている。	機械式駐車場設備および遊戯施設のすべてが対象とされ、検査周期は1年である。